

業務指示書

ベトナム国北部地域における安全作物の信頼性向上プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)(以下「機構」という。)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年8月11日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 行善 Unevik.Haengseon@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年8月17日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

競争参加者（共同企業体を結成する場合は構成員を含む。）は、プロポーザルの提出に先立ち、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」

(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照して、資格確認の手続きを行い、「整理番号の通知」を受けてください。既に整理番号を受けている競争参加者は、資格確認の手続きの必要はありません。

通知を受けた整理番号は、プロポーザルに記載してください。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(外国法人は登記簿写を提出してください。)

() 法人格を有すること（日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であることを求めない）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ） 全ての業務従事者について、補強を認めません。

（○） 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

（ ） 業務主任者（総括）については補強を認めません。

（○） 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ） 外国籍人材の活用を認めます。

（ ） 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

（○） 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：農業開発プロジェクト・農業フードバリューチェーン構築・安全作物栽培に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、25ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／フードバリューチェーン）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：フードバリューチェーン構築に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 流通改善／販売促進／農業金融】

- 1) 類似業務の経験：フードバリューチェーン構築に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年8月26日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

・C/Pの本邦研修／第三国研修に係る費用

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

() 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター（Centre Prive d' Urgence :CPU）」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス (Y2) を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(VND1 = 0.004628 円 , US\$1 = 102.28 円 , EUR1 = 113.066 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

- (1) 実施時期： 9月 1日(木) 14:00～18:00
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (2) 実施場所： JICA本部 (麹町) 2F 210会議室
- (3) 実施方法：
- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)
- () 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- (○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。
- a) テレビ会議システム
ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)
インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。
注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。
 - c) 電話会議
上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35～45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/フードバリューチェーン
流通改善/販売促進/農業金融

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

35.83 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年9月13日(火)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約) :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。
- () 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
ベトナム国北部地域における安全作物の信頼性向上プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／フードバリューチェーン	(32.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	3.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	(8.00)	(14.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	8.00	8.00
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 流通改善／販売促進／農業金融	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

(1) 当該国における農業セクターの開発実績（現状）と課題

ベトナムの1人当たりのGDPは2013年に1,900USDを超え、中進国入りした後も毎年着実に経済成長を果たしている。中でも農業は、1986年以降のドイモイ（刷新）政策以降着実に発展しており、農産物の生産量は増大し、農産物の輸出額（14,729百万USD-2012年）が輸入額（12,287百万USD-2012年）を上回り、コメ、大豆、トウモロコシ等の主要農産物は自給可能となっていることから（FAO統計）、食料の安全保障の問題はほぼ解消され、近年はTPP加盟によりコメなどの主要農産物を筆頭に、野菜や果物などの海外への輸出拡大が見込まれている。

一方で、農産物生産の拡大に伴い、農薬や化学肥料等の使用量が増大しており、残留農薬や微生物による汚染などが懸念されており、農村物の安全確保が課題となっている。ベトナム政府は、農産物の安全性の向上の重要性を認識しているものの、安全性の向上には、生産技術の改善のみならず、加工、流通過程の改善や、土壌、水、大気、農産物の検査体制の確立など、幅広い対策が必要であり、依然として十分な成果を挙げられていない状況である。

(2) 当該国における農業セクターの開発政策と本プロジェクトの位置づけ

「ベトナム国社会経済開発戦略」（2011年～2020年）において、「近代的かつ効果的で持続性のある農業の全面的発展」が掲げられており、「生産者、加工者、消費者の関係性（バリューチェーン）の改善」が謳われている。また、「農業農村開発10カ年戦略」（2011年～2020年）において、農産物の高付加価値化、流通の透明化、市場ニーズに基づいた農産物生産、生産者から消費者までの関係性の改善が謳われている。

ベトナム農業農村開発省（Ministry of Agriculture and Rural Development：MARD）は、2008年に「Viet GAP（Good Agriculture Practice）」を策定し、65項目からなるチェック項目により農産品の安全性を確保する技術基準の普及を目指した¹。しかしながら、65項目のチェック項目には、農産物の栽培に直接関係のない項目が多く含まれ、さらにViet GAPは第三者機関認定制度を導入し、毎年その認定を有料（2,000USD前後）で受けなければならなかったため、その資金を捻出することのできない一般の個別農家では、普及が進んでいない。

この問題に対し、JICAは2010年7月から2013年12月までの3年6ヶ月間、安全作物生産に関する意識と生産技術の向上を目的とした技術協力プロジェクト「農産物の生産体制および制度運営能力向上プロジェクト」を実施した。同プロジェクトは、ハナム省、フンエン省、クワニン省の3省にパイロットサイトを設置し、「安全な野菜栽培」にかかる技術指導を行うとともに、現地農業協同組合（農協）および農家の栽培技術力、経済力等を考慮して、認定料を

¹ Viet GAP と他の GAP との比較では、チェック項目が Global GAP：120項目、ASEAN GAP：100項目、Viet GAP：65項目、Basic GAP：26項目となっている。Viet GAPはASEAN GAPからチェック項目を抽出し、簡素化している。

払えない個別農家にも適用可能な安全野菜栽培技術規範となる「Basic GAP」を提唱した。この Basic GAP は上記「Viet GAP」の 65 項目のチェック項目の中から、栽培技術に直接関係する主要な 26 項目のみを抽出し、記帳による自己申告制を導入したものである。また土壌や水質の検査費用、農産物の洗い場、ごみ容器の設置など、最低限の初期投資のみを必要とする制度とし、農家への強制力を持たせない技術規範とした。さらに、この 3 省の取組みや成果を普及・拡大させるため、ハイフォン市、ホアビン省、タイビン省の 1 市 2 省にも普及指導を行った。この結果、パイロットサイトにおいて、従来の農家の経験と勘に頼っていた栽培方式から、記帳などにより栽培管理を改善する手法に転換したことで、農家自身が肥料や農薬等の投入量を定量的に把握することが出来るようになり、結果として投入量を節約することが可能となり、農家の営農状態が改善した。さらに、クワニン省のハロン市では、市が主体となり、既存の市場に Basic GAP に基づく農産物の直売所を設け、ラッピングを工夫し他の野菜とは差別化を図ることで、通常よりも高い値段で販売が可能となった。

この結果を受けて、2014 年 7 月に MARD は「Basic GAP」を技術規範 (Decision No. 2998, 2nd July 2014, MARD) として正式に承認した。今般、MARD は「Basic GAP」の更なる普及・拡大により、安全作物の栽培・普及を目指すため、同プロジェクトの次期フェーズに位置付けられる技術協力プロジェクト「北部地域における安全作物の信頼性向上プロジェクト」を我が国に要請した。この要請を受け、JICA は 2015 年 10 月～11 月に詳細計画策定調査団を派遣して、MARD および 2 市 11 省 (ハノイ市、ハイフォン市、クワニン省、フンエン省、ハナム省、タイビン省、ホアビン省、ビンフック省、バックニン省、ナムディン省、ハイズオン省、ニンビン省、フートー省) との間でプロジェクトの内容について協議し、2016 年 2 月 29 日に協議議事録 (R/D) の署名を行った。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

北部地域における安全作物の信頼性向上プロジェクト

(2) 上位目標

ベトナム北部地域 (2 市 11 省) の農産物の安全性と信頼性が向上する。

(3) プロジェクト目標

ベトナム北部地域 (対象 2 市 11 省) の対象サイトにおいて、安全作物 (安全野菜) 栽培が振興する。

(4) 期待される成果

- 1) MARD 農産物生産局、地方省・市、郡、コミューンの安全作物生産にかかるモニタリング、管理能力が向上する。
- 2) 生産現場の状況に応じて、GAP (Basic GAP 等) に則った安全野菜の生産から消費までのサプライ・チェーンにかかる様々なパターン (「モデル」として) が提示される。
- 3) 生産者と購買者 (消費者や卸・小売業者などのトレーダー) の安全作物生産と食の安全にかかる意識が向上する。

(5) 活動の概要

- 1) - 1 MARD 農産物生産局内に CPMU (Central Project Management Unit) を設立する。
- 1) - 2 「パイロット省/市」並びに、「セミ・パイロット省 (普及・拡大省)」に選定された各地方省において、PPMU (Provincial Project Management Unit) を設立する (各省 DARD が中心となり、本件実施に必要な部署によって構成される)。
- 1) - 3 パイロット省及びセミ・パイロット省での安全作物生産に関する現状や問題点を調査・整理・分析し、ボトルネックを明確にする (ベースライン調査)。
- 1) - 4 パイロット省及びセミ・パイロット省において、パイロット活動を実施する対象グループ (農業生産主体 : 農協、農業生産法人あるいは農家グループ) を選定する。
- 1) - 5 安全作物生産にかかる参考文献資料、冊子、データ情報等を収集する。
- 1) - 6 質や安全を確保できるよう、安全作物栽培の「生産管理システム」をデザインする。具体的には、以下の導入を検討する。
 - 記帳フォーマット及び記帳確認方法
 - 科学的残留農薬検査
 - 参加型品質確保システム
 - ICT (導入コストが低く汎用性が高いシステムとする等)
- 1) - 7 上記活動 1) - 6 で構築した「生産管理システム」を、パイロット省において、CPMU と PPMU とが協力して、トライアル活動を行う
- 1) - 8 上記活動 1) - 7 の結果を元に、システムがうまく機能するように、「生産管理システム」の修正、改良を行う
- 1) - 9 セミ・パイロット省において、上記 1) - 8 で構築した「生産管理システム」に関するワークショップやセミナー等を CPMU 主導で開催する
- 1) - 10 CPMU の指導、助言の下、セミ・パイロット省において、各省 PPMU が、パイロット省で構築されたと同じ「生産管理システム」を導入する
- 1) - 11 「パイロット省」及び「セミ・パイロット省」で、プロジェクト終了後も同活動が継続できる様、これまでの活動成果を取りまとめると共に、その後の実行計画 (活動・予算案も含む) を立案する
*なお、上記活動については、「経験共有省」(下記(7)参照)も適宜参加させ、「パイロット省」及び「セミ・パイロット省」での活動の進捗や成果に関する情報の共有と経験共有を行い、実行計画を立案させる。
- 2) - 1 パイロット省及びセミ・パイロット省における市場分析調査を実施する
- 2) - 2 活動 1) - 4 と連動し、かつ上記の市場分析調査結果を基にして、パイロット省並びにセミ・パイロット省、さらに大消費地 (ハノイ市等) において、対象グループの農業生産主体により生産される農産物の購入先 (加工主体、流通主体、販売主体) を明確化する
- 2) - 3 市場分析調査の結果を生産者 (対象グループ) に提供すると共に、加工主体、販売主体が要求する安全作物 (Basic GAP に基づく安全野菜等) 販売促進にかかる活動を行う

- 2) - 4 集出荷（運搬方法を含む）の調整・デリバリー方法を検討する
- 2) - 5 活動2) - 2から2) - 4で行った農産物の購入先の明確化と調製・デリバリー方法に基づき、CPMUの指導・助言の下、セミ・パイロット省においても各省PPMUが中心になって導入を行う
- 2) - 6 「パイロット省」及び「セミ・パイロット省」で、プロジェクト終了後も同活動が継続できる様、これまでの活動成果を取りまとめると共に、その後の実行計画（活動・予算案も含む）を立案する
*なお、上記活動については、「経験共有省」も適宜参加させ、「パイロット省」及び「セミ・パイロット省」での活動の進捗や成果に関する情報の共有と経験共有を行い、実行計画を立案させる。
- 3) - 1 これまでに実施された安全作物栽培や食品安全の意識啓発活動をレビューし、グッド・プラクティスや教訓を分析する
- 3) - 2 全国的な取り組みとして、各種メディアを通して、健康及び環境上、あるいは農業振興上の観点から安全作物栽培や食品安全の重要性を顧客である「購買／消費者」を始め、ベトナム社会に広報する。（イベントの開催やTV等メディアの活用など）
- 3) - 3 活動1)及び2)に関係する人・機関を対象にして、意識啓発活動を行う
- 3) - 4 安全作物栽培に関し、消費者保護団体を始め消費者からの声や提言（偽物情報、優良農産品情報、消費者のニーズ等）を把握し、ベトナム政府機関が行う情報発信を支援する

(6) 対象地域

プロジェクト事務所： ハノイ市

プロジェクトサイト： 2市11地方省（クワニン省、フンエン省、ハナム省、ハイフォン市、タイビン省、ホアビン省、ハノイ市、ビンフック省、バックニン省、ナムディン省、ハイズオン省、ニンビン省、フートー省）

(7) 関係官庁・機関

カウンターパート機関（C/P）は、以下の通りである。

責任官庁： MARD

実施機関： MARD 農産物生産局、

パイロット省（ハノイ市：消費地）

パイロット省（フンエン省、ハイズオン省、ハナム省：生産地）

セミ・パイロット省（タイビン省、フートー省、ビンフック省：生産地）

*上記パイロット省、セミ・パイロット省を総称して、1市6省と呼ぶ。

経験共有省（クワニン省、ハイフォン市、ホアビン省、バックニン省、ナムディン省、ニンビン省）

*上記パイロット省、セミ・パイロット省と経験共有省を総称して、2市11省と呼ぶ。

3. 業務の目的

本プロジェクトは、「農産物の生産体制および制度運営能力向上プロジェクト」で

作成し、ベトナム政府に正式承認された「Basic GAP」をベトナム北部2市11省に適用、普及、拡大させることにより、安全な作物（安全野菜）栽培の振興を図り、もってベトナム北部地域（2市11省）の農産物の安全性と信頼性の向上に寄与するものである。

4. 業務の範囲

本業務は、上記 R/D に基づいて実施される本プロジェクトの枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/P のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。JICA は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方 C/P との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることにする。

(2) C/P のオーナーシップの確保

技術協力プロジェクトにおいては、業務実施のプロセスにおいていかに C/P の能力を向上させるかが最も重要である。コンサルタントは、相手国側関係機関のオーナーシップを引き出しながら、共同作業を通じて彼らが必要な能力を向上させ、自らそれらを活用していくことができるようにしていくプロセスについて十分意識・工夫するものとする。また、日常的な業務の実施に当たっては、日本側専門家内のみで業務を実施するのではなく、ベトナム側 C/P と密接に協働してプロジェクト活動を進めていくことを基本として、双方が参加する定期的なプロジェクト進捗管理の場を設けることとする。

(3) プロジェクト実施体制

【ベトナム側】

カウンターパート機関は、第2. 2. (7) の通りである。実施体制として、プロジェクト実施ユニットを MARD 農産物生産局傘下に設置し、Central Project Management Unit (CPMU) とする。さらに、上記実施機関の1市6省の農業農村開発局 (Department of Agriculture and Rural Development: DARD) の傘下に Provincial Project Management Unit (PPMU) を組織する。それぞれの構成員は以下の通り。

- 1) CPMU 責任者：農産物生産局局長（プロジェクト・ダイレクター）
- 2) CPMU 副責任者：農産物生産局副局長（プロジェクト・副ダイレクター）
- 3) CPMU 構成員：JICA 専門家、農産物生産局、農産物生産局農産物生産部、農産物生産局品質管理環境部、農産物生産局総務部
- 4) PPMU 責任者：DARD 副局長
- 5) PPMU 構成員：DARD 関連部（農産物生産部、植物防疫部、農林水産物品質管理部、農村開発部）、保険局、商工局、計画投資局

【日本側】

本プロジェクトは、長期専門家と本契約によるコンサルタントチームが実施主体となる。それぞれの主な役割については、以下の通り。

1) 長期専門家 (2名) : チーフアドバイザー、業務調整員／研修／広報

- ①本プロジェクトで得られる成果や教訓を中央省庁であるMARDがベトナム全土に普及できるよう、制度化、予算措置、実施体制の構築等に関して指導・助言する。
- ②プロジェクト全体の活動計画策定及び実施・モニタリング。
- ③日本側関係者間の意見調整を行い、C/P機関やその他関係機関に対して、プロジェクトの運営・実施にかかる調整やアドバイスを行う。

2) 本コンサルタントチーム : 「パイロット省／市」並びに「セミ・パイロット省」における各種調査・分析、1市6省でのパイロット活動、安全作物栽培販売促進に関するパイロット活動、各パイロット活動の広報や意識啓発活動、各パイロット活動のレポートへの取りまとめ等を行う。

(4) 既存法令・規則 (政令・省令・決定等) の尊重

ベトナムにおいては、すでに農産物生産、加工、流通、販売、貿易に関連する多くの法令・規則が制定されている。また、外国企業の事業登録や税金、投資促進を目的とした法令や規制も数多く制定されている。日系企業のベトナムでの農業関連事業においては、その様な法令・規制が適用されることから、ネットワーク構築時には、その内容、施行状況、課題等を十分把握し、ネットワーク構築の障害とならないよう努めること。

(5) 制度改善への提案

上記(4)のとおり、業務の中心は既存制度 (法令・規則) 内の制度運用改善を目的としたものであるが、一方で、ベトナム国内の農業関連法令・規則等について、フードバリューチェーンを構築する上でその改定が必要と考えられているものが多く存在していることも事実である。特に、農地の大規模化や農地の保有主体に関わる制限がある現行の土地法について、その内容、施行状況、課題等を十分に把握した上で、必要と考えられる場合には制度改善のあり方について、ベトナム側へ積極的に提案することとする。

また、農協については、ベトナムの法律では他の協同組合と同じく「協同組合法」で規定されているが、MARDでは農協の果たす役割の重要性に鑑み、農協に焦点を当てた政令 (Decree) を策定中である。本プロジェクトを実施する過程でその政令に明記することが適切と判断される事項があれば、MARDに積極的に提案することとする。

(6) パイロット省 (消費地および生産地)、セミ・パイロット省 (生産地)、経験共有省の位置づけ

本プロジェクトでは、プロジェクトサイトは2市11省となっている。これら全サイトに対して、実施機関であるベトナム側と日本側双方に人材、予算、期間の制約がある中で、一様に支援を行うのは困難であることから、第2.2.(7)のとおり4つに分類している。この4分類についての考え方は以下の通りである。

1) パイロット省 (ハノイ市): ハノイ市は、農産物の生産地であるが、本プロジェクトでは主に消費地、市場 (購買者) としてとらえる。本プロジェクトでは、その購買者のニーズを把握して、農産物生産者が安全な農産物を生産し、供給するネットワークの形成を図ることから、当地において多くの購買者を把握し、良好なコミュニケーションを構築すること。

2) パイロット省 (フンエン省、ハイズオン省、ハナム省):

農産物の生産地としてとらえる。本プロジェクトでは、当該3地方省を第一優先対象とし、下記(14)の第1期契約期間において、プロジェクト活動を優先的に実施する。実施にあたっては、長期専門家とコンサルタントからの指導・助言を受けながら、CPMUとPPMUが主体的に行う。第2契約期間においては、第1期契約期間で発現した成果やモデルを同省内に普及するために、成果を取りまとめると共に、その後の実行計画(活動・予算案も含む)を立案し、実行する。

3) セミ・パイロット省 (タイビン省、フートー省、ビンフック省):

農産物の生産地としてとらえる。本プロジェクトでは、当該3地方省を第二優先対象とし、第1期契約期間においては、上記パイロット省での活動にPPMUを参加させ、活動の進捗や成果に関する情報の共有と経験共有を行う。第2期契約期間においては、CPMUの指導のもとPPMUが主体的にプロジェクト活動を行い、期間終了までに活動の進捗や成果を取りまとめ、その後の実行計画(活動・予算案も含む)を立案する。

4) 経験共有省 (クワニン省、ハイフォン市、ホアビン省、バックニン省、ナムディン省、ニンビン省):

農産物の消費地にも生産地にもなる1市5地方省である。第1期、第2期契約期間を通して、上記パイロット省、セミ・パイロット省での活動に当該1市5省のDARD関係者を参加させ、活動の進捗や成果に関する情報の共有と経験共有を行う。第2期契約期間終了までに、本プロジェクトの成果の普及、実行計画(活動・予算案も含む)を立案する。なお、当該1市5地方省のC/P予算は措置されないため、DARD関係者を本プロジェクト活動に参加させる場合、軽微な経費については、彼らの予算からの支出可能であるものの、出張等の経費は本プロジェクトから支出する必要がある。

(7) パイロット活動の実施・運営体制

パイロット活動の多くは、1市6省内の農家グループや農協や農業法人の農地周辺で行われることになる。コンサルタントチームとC/Pがその活動の日常的な運営を行うことになるが、日常的な技術指導やモニタリング活動は、必要に応じ、ローカルコンサルタントやNGO、コンサルタントチームが備上するローカルスタッフの活用も可能である。

(8) パイロット活動として想定される内容

パイロット活動の内容は、以下を想定している。

- ①消費者の信頼を得られる「農産物生産管理システム」の構築・導入
- ②生産管理システムの導入による安全作物の「産地形成」
- ③市場ニーズの把握とそれに基づく「契約栽培」、「直売」等の導入

上記の活動を1市6省で実施するにあたっては、各省でそれぞれ2か所以上の農家グループ、農協、あるいは農業法人を対象とすることを想定している。また、②の産地形成に必要な経費には、以下の項目を含めること。

- (A) 農産物の洗い場、ごみ容器の設置等の軽微な施設整備費
- (B) 土壌診断や周辺水環境の水質検査費

パイロット活動にかかる全費用は、上限3,000万円を目処とする。ただし、パイロット活動の具体的な内容、規模、件数については、初年度に行う市場分析調査の結果に基づき適宜変更することとする。

(9) 民間企業との連携

プロジェクトにおける市場ニーズに基づいた安全作物の生産管理システムの構築では、流通や市場、時には農産物加工分野との直接的、間接的な協働、連携、契約事業の必要性が想定されることから、プロジェクトへの民間企業の参画を十分に行えるよう検討すること。特に、ベトナムの農業への投資や進出に高い関心を持っている日系企業に対しては、プロジェクトの広報活動のみならず、積極的に情報共有を図り、本プロジェクトのもとで契約栽培等を実施するなど、プロジェクトにも我が国の民間企業にも有益となるよう配慮すること。また、JICA 民間連携スキームを活用して、ベトナムでの農業ビジネスにかかる調査や普及、実証事業等を行っている日系企業とも積極的な情報交換を行い、本プロジェクトが実証事業を支援するなど、日系企業とプロジェクトが相互に有益となるように努めること。

また、2015年8月に「日越農業協力中長期ビジョン」が日越両政府により承認されており、現在ベトナムにおけるフードバリューチェーンの構築を目指している。このビジョンに示されている様々な取り組みに関しては、定期的に日越の関係者がモニタリングを行うこととなっており、本プロジェクトもその対象の一つであることから、モニタリング時の情報提供や、民間企業の視察団を含む関連ミッションへの対応も行うこと。

(10) ジェンダー

第2.6.【第1期契約期間】(4)のベースライン調査においては、可能なものは男女毎のデータ収集を行い、農業生産(バリューチェーンを含む)男女における役割分担、意思決定への参加等ジェンダーの視点を組み込み、その調査結果を踏まえて活動計画を策定する。パイロット活動等の実施に際しては、男女とも平等に参加できる

ような方策を検討する。

(11) 既存情報の活用

JICAは本プロジェクト以前に、多くのプロジェクトを実施し、知見を有している。コンサルタントは、プロポーザルを作成するうえで、これらに関する資料を収集、確認し、ベトナムにおける農業生産の現状を理解・把握すること。また2015年10月から、フードバリューチェーン関連案件として「ゲアン省農業振興開発計画策定支援プロジェクト」を開始しており、本プロジェクトとの情報交換、連携、相互支援を進め、シナジー効果の発現を目指すこととする。

また、ベトナムにおいて、以前他ドナーが農業開発関連の支援を行っているため、これらの支援により整備されたインフラや、新たな制度やシステムの導入における成功や失敗事例を可能な限り検証し、その結果を本プロジェクトに活用すること。

(12) 広報

プロジェクト活動において得られる成功事例や教訓等について、チーフアドバイザーおよび業務調整員／研修／広報とともに検討、分析を行い、その結果をベトナムおよび我が国に発信するため、プロジェクトの意義、効果、成果も含めて取りまとめた広報資料を作成すること。また、広報資料は広報媒体に合わせて、適切なものとし、使用言語は日越英の3ヶ国語とする。我が国へのプロジェクト活動の進捗状況及び成果の発信については、一月に一回程度を目途として、定期的に更新し、関係者にも配信すること。

ただし、JICA 民間連携事業スキームやその他民間企業が実施している民間事業をプロジェクトに取り込んだ場合は、それら事業の進展状況により、民間事業の成否が機微に触れる場合は、広報時期と内容について当該民間企業と十分に協議し、当該民間企業の合意を得て、決定すること。

(13) JICA 調査団等への対応

コンサルタントは、JICA がプロジェクトに関する運営指導等各種調査を実施する場合には、JICA が指示する資料について具体的なデータを用いて整理提出すること。各種調査は、プロジェクト実施運営上の問題点の分析・把握とその対策の検討を行い、プロジェクトを所定の期間に所定の成果を発現させるために実施するものである。コンサルタントは、各種調査により提案される活動計画や内容の変更に、柔軟に対応すること。

(14) 契約の期分け

本業務については、以下の2つの契約期間に分けて実施することを想定する。

- 1) 第1期：2016年10月～2018年9月
- 2) 第2期：2018年10月～2020年10月

なお、第1期契約終了時点において、第2期業務の業務内容の変更、開始時期の遅延、業務期間の短縮もしくは延長の必要性が発現した場合には、日本側およびベトナム側の関係者がその妥当性を確認した上で、コンサルタントとの契約交渉を経て、契約書を締結することとする。

(15) プロジェクトのモニタリング

プロジェクトは、「技術協力等モニタリング執務要領」に沿ってモニタリングを行う。本業務開始後、1ヶ月以内に、プロジェクトの進捗状況（長期専門家の活動を含めたプロジェクト全体の進捗）を確認する。確認の際、C/Pとともに最初のモニタリングシート Ver. 1を作成し、チーフアドバイザーに提出すること。JICA 専門家は、モニタリングシートの内容を確認後、JICA ベトナム事務所に提出することとする。その後は、6ヶ月毎に同様の作業を行うこととする。

6. 業務の内容

業務の内容は、以下を想定している。コンサルタントは、国内作業及び現地作業について効果的、効率的な実施方法をプロポーザルで提案すること。

【各期契約期間に共通の業務】

(1) モニタリングシートの作成

JICA 所定の事業進捗モニタリングシートを実施機関と協力して作成し、プロジェクトの進捗状況(JICA 専門家の活動等も含めたプロジェクト全体の進捗)を確認する。業務開始時に実施機関とともに、R/D 署名時に合意した PDM、PO からの変更の有無を確認し、それを踏まえ、モニタリングシート Ver. 1を作成する。その後は6ヶ月毎にモニタリングシートを作成する。

(2) 合同調整委員会 (JCC) の開催支援

少なくとも年に1回開催される JCC の実施を支援し、同委員会に出席の上、プロジェクトの進捗を報告し、プロジェクト全体に関する実施方針について合意を得る。

(3) 本邦研修／第三国研修

各契約期間において、2回ずつを目途として、本邦研修あるいは第三国研修を実施する。研修の目的は、「本邦あるいは第三国における安全作物の産地形成のノウハウの習得」および「ベトナムの安全作物栽培の促進およびフードバリューチェーン構築に資する外国企業(日系企業含む)の投資促進を図る」ことを基本とし、業務開始後、プロジェクトの進展を見つつ、C/P と協議して適宜修正する。各研修規模は基本的に次の通りとし、C/P の通常業務への影響等を鑑み適宜修正する。コンサルタントが現時点で適応可能と考えている研修時期、研修場所、研修スケジュール、研修内容をプロポーザルで提案すること。

【研修規模】

1) 研修員：各回7人

2) 研修員のランク：MARD 各局副局長以下職員、1市6省の DARD 副局長以下職員

3) 研修期間：最大10日間

4) 実施回数：2016年度に1回目の研修を実施し、その後は適宜調整して2020年10月までに合計4回実施することとする。

また、コンサルタントは本研修の実施にあたり、「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン」に沿って、以下の業務を行う。本研修にかかる研修員の「受入」及び「監理」は JICA が実施する。

【研修にかかる業務】

1) 研修日程およびカリキュラムの作成

- 2) 研修受入先選定、内諾取り付け
- 3) 見学先・実習先の手配
- 4) 教材の作成
- 5) 研修場所及び必要資機材の手配
- 6) 講義・実習・見学の実施
- 7) 各研修候補者が作成するアプリケーションフォームの記入指導及び取り付け支援
- 8) 実施機関と調整の上で研修員の人選

なお、1市6省以外のC/Pについては、プロジェクトの予算状況、プロジェクト活動状況により、研修に追加派遣することを検討する。MARD局長以上および1市6省の人民委員会各局局長以上のC/Pについては、数ヶ月前から研修期間を確保することは困難であるため、別途長期専門家の活動で柔軟に対応することとするが、研修受け入れ先の提案等必要に応じて支援を行う。

【第1期契約期間：2016年10月～2018年9月】

(1) ワーク・プラン（第1期）の作成・協議

プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画を作成し、これらをワーク・プラン（第1期原案）（英文・越文・和文）に取りまとめる。その際R/Dに記載されているCPMUとPPMUのannual work planに対応できるように、年毎に分けられるようにするとともに、パイロット省セミ・パイロット省の省毎の活動も含めるよう配慮する。

また、同プランについて、C/Pと協議、意見交換し、下記(2)の作業を踏まえて、同プランを適宜加筆修正し、ワーク・プラン（第1期）として合意する。

(2) プロジェクト・アプローチの合意

プロジェクトのとるべきアプローチの詳細（成果1）2）および3）の各活動のフロー、各活動の位置づけ、各関係者の役割、時期、パイロット活動の対象農家グループ等の選定基準、農産物生産管理システム、普及・広報手法等）について、C/Pと協議し合意する。

<成果1）にかかる活動>

(3) CPMU および PPMU の設立

CPMUとPPMUの設立にあたっては、長期専門家の赴任時にその設立を行うが、本業務開始後、万が一何らかの理由でその設立が遅延した場合は、コンサルタントは長期専門家へとともにCPMUとPPMUの設立にかかる働きかけをMARDと1市6省のDARDに行う。

(4) 安全作物生産に関する調査（ベースライン調査）とパイロット活動対象グループの選定

以下の作業を本業務開始後、3ヶ月以内を目途に完了する。

安全作物生産に関する調査（ベースライン調査）として、政府やドナーによる各事業での取り組みの制約、限界やボトルネック等について調査し、本プロジェクトにおいて活用することとする。調査対象地域は、1市6省とする。また、この調査はパイロット活動対象グループの選定及びPDMに記載の各指標の数値目標設定及び測定方法の決定にも利用する。各事業で導入された制度やシステムは、Viet GAPやBasic GAPあるいは安全野菜、安全作物生産地域などGAP制度によらないものまで様々なレベル

と考えられる。本プロジェクトでは Basic GAP の普及を基本とし、必要があれば他の技術規範も用いることとするため、各事業の調査分析では、全てのレベルを網羅し、既存のデータを十分活用するとともに事業完了報告書の読み込みだけでなく、当時の関係者への聞き取りも行い詳細な分析を行うこととする。安全作物については野菜を対象とするが、必要があれば他の作物も含める。なお、調査項目については、以下の項目を含め調査することとし、具体的な調査項目および調査スケジュールについて、プロポーザルにて提案すること。

- 1) パイロット省、セミ・パイロット省の社会経済状況（気候、人口、産業構造、地方省経済における農業の占める割合と農業の重要性）
- 2) 農業の諸元（日照時間、降水量、農地面積、土壌分布、栽培作物、農業生産量、農道を含む交通インフラの整備状況、農地に対する灌漑施設整備状況、給電設備を含む電力インフラ整備状況）
- 3) 各対象州の有する Basic GAP、Viet GAP 以外の安全作物に関する制度と基準
- 4) Basic GAP、Viet GAP を含む安全作物生産状況（栽培面積、生産量、栽培農家戸数等）
- 5) 農家の営農状況と省 DARD および郡 DARD の農家グループ等への農業研修・普及、植物保護支援、残留農薬等の検査等の体制と現在の能力
- 6) 農家グループ、農協、農業法人の農産物栽培状況および営農状況
- 7) 農産物の流通、運搬状況
- 8) 農産物の主な流通先（市場）
- 9) 農家の営農及び農産物販売に関する金融システムの利用状況
- 10) 安全作物生産の促進要因・阻害要因
- 11) 政府・各対象省の安全作物栽培推進に関する方針・取り組み
- 12) 安全作物に関する購買者・消費者の評判・評価
- 13) 生産者や消費者の食の安全、安全作物生産、環境に優しい農産物生産についての意識

パイロット活動の対象となる農家グループ、農協、農業法人の選定基準及び選定手順は R/D を参照すること。なお、選定にあたっては、「農産物の生産体制及び制度運営能力向上プロジェクト」および「農民組織機能強化プロジェクトフェーズ1およびフェーズ2」で対象となった農家グループ、農協から選定することが一案である。また、他ドナーの事業において対象となった農家グループや農協を選定することも、取り組みの比較を行える点で有益である。

上記調査は、C/P と相談しながら実施することとし、調査結果を基に PDM₀ の指標を検討し、C/P および JICA 専門家と協議の上、定量的数値目標を設定し、PDM₁ を作成すること。

また、この機会を活用して、(5) 以下の活動に活用するため、C/P と相談しながら MARD やパイロット省等で作成された安全作物生産に係る参考資料、冊子、データ情報等を収集する。

なお、本調査では、ローカルコンサルタントや NGO、コンサルタントチームが備上するローカルスタッフの活用も可能である。

(5) 安全作物栽培の生産管理システム

第2.5.(8)に留意して、上記(4)で設定したパイロット活動対象グループが採用すべき安全作物栽培手法およびその管理システムに関する検討を、本業務開始後5ヶ月以内を目途に具体的展開方法を含めて決定する。この作業もC/Pと相談しながら実施することとし、作業完了後にJCCにて承認を得る。

なお、各パイロット活動で導入する生産管理システムは、そのレベルによりいくつかの形態が想定される。その中で、流通情報(経路や運搬形態)も組み込む場合は、活動2)の市場調査結果も踏まえて、ステークホルダーの同定や、その役割とインセンティブを明確にすること。参考情報として、市場の情報収集では、女性連合などの共産党大衆組織の活用が考えられる。パイロット活動対象グループによっては、安全作物栽培手法や生産管理システムの見直しが必要になる場合もあることに留意し、コンサルタントが現時点で適応可能と考えている農産物生産管理システムをプロポーザルで提案すること。

(6) パイロット活動の実施

パイロット省において上記(5)の生産管理システムを用いたパイロット活動を行う。

パイロット活動対象グループのオーナーシップ、自立性も重要である。外部からのインプットがなければ成立、普及しない安全作物栽培、産地形成とならないよう、パイロット活動の日本側のインプットを抑制し、対象グループの意思と自己資金を最大限利用する。

パイロット省におけるパイロット活動では、GPMUとPPMUが一体となって実施する。この際、JICA専門家およびコンサルタントは適宜技術指導・助言し、両者をサポートする。

また、上記(4)(5)の結果を受けて、Basic GAP等に従った安全作物生産を拡大するとともに生産管理システムを導入、試行していく中で、自立・継続できるパイロット活動対象グループが発現した場合、その実績を踏まえて、農業金融にアクセスできる仕組みを検討する。特に、活動2)で市場との接点生まれ「契約栽培」、「直売」、「卸業者・仲買人を介する出荷」等が継続される場合、市場ニーズの拡大や多様化に対応するためには、生産者の資本ニーズが発生する可能性がある。本プロジェクトでは、農業金融システムや商品の開発までは予定していないものの、JICAや他ドナーがベトナムで別途実施する調査、プロジェクトや、ベトナムの市中銀行が農業金融システムや商品を開発、提供する場合、可能な範囲でそれらを本プロジェクトに取り込むこととする。さらには、パイロット活動対象グループの外部に資本を求めず、農協による内部信用事業を活用することも検討すること。

パイロット活動のスケール、内容、スケジュールについて、コンサルタントが現時点で適応可能と考えているものをプロポーザルで提案すること。

(7) パイロット活動のモニタリングと評価

パイロット活動対象グループ毎に定期的なモニタリングを行うとともに、第1期契約期間に実施した活動について、プロジェクトにおいて設定する評価基準に沿って評価する。この評価結果に基づき、実施した生産管理システムの整理、修正、改良を行う。改良した生産管理システムは第2期契約期間に実施する、セミ・パイロット省におけるパイロット活動に活用するとともに、パイロット省内における普及、拡大にも活用する。第2契約期間における活用に資するために改良した生産管理システムにつ

いての地方省政府、農業普及員、農家グループ、市場関係者を対象としたガイドライン、マニュアル、或いは研修教材を必要に応じ作成する。なお、パイロット活動の日常的な技術指導やモニタリング活動については、ローカルコンサルタントや NGO、コンサルタントチームが備上するローカルスタッフの活用も可能である。

パイロット活動のモニタリング方法、体制、スケジュールについて、コンサルタントが現時点で適応可能と考えているものをプロポーザルで提案すること。

<成果2)にかかる活動>

(8) 市場分析調査

本プロジェクトにおける市場分析調査の対象地域は、1市6省とする。消費地としてのパイロット省であるハノイ市では、ハノイ市の巨大な人口を賄う食料市場、在ハノイの民間企業の食品加工事業や農産物輸出事業等を調査対象とする。生産地としてのパイロット省である6地方省では、各地方省内の人口を賄う食料市場、在地方省の食品加工事業、ハノイ市など大・中規模都市への農産物供給状況を調査対象とする。

また、具体的な調査対象や箇所としては、①伝統的なローカル市場、②近代的流通市場（大手スーパーマーケット）、③病院やホテル、工場の食堂などの特定施設の市場ニーズ、④食品加工工場など特定農産物を原材料とする継続的な市場、⑤小規模な個別商店や個別富裕層などの市場、⑥輸出による海外市場等が考えられる。

調査項目としては、市場の動向や供給需要分析、バリューチェーン関連図（現状の農産物流通経路図、バリュー図等）作成、制約・課題の整理、関係者分析、政府行政機関の組織構造と役割等とする。

以上の調査対象地域、対象者、対象箇所、調査項目について、具体的な調査項目および調査スケジュールについて、プロポーザルにて提案すること。なお、本調査は、ローカルコンサルタントや NGO、コンサルタントチームが備上するローカルスタッフの活用も可能である。

(9) 農産物生産者と購買者（加工主体、販売主体等）とのマッチング（パイロット活動対象農家グループの生産する安全作物の購入先の明確化）

安全作物栽培の生産管理システムを構築していく中で、市場のニーズに対応する農産物の生産が重要となる。上記（8）で挙げた6種類の調査対象の市場ニーズでは、それぞれ、ステークホルダーや市場規模が異なるため、条件に応じた市場を対象にする必要がある。「契約栽培」を想定した場合には①伝統的なローカル市場は一般的にはそれに対応するシステムを持っていないので、他の5種類の対象から選定するなどである。なお、ベトナムにおいては農産物生産者と購買者の双方に契約を遵守する意識が希薄である事例が多くみられるので、実施にあたっては十分留意する。

生産作物の販売については、大きく「卸業者・仲買人等を通じた販売」「契約栽培」、「直売」が考えられる。安全作物の販売については「契約栽培」、「直売」は有力な方式であるが、パイロット活動対象農家グループの販売先の検討に際しては、「卸業者・仲買人等を通じた販売」の可能性も含め、対象農家グループの状況に応じたものを検討する。

また、ベトナムの農業への投資や進出に高い関心を持っている日系企業や JICA 民間連携スキームを活用してベトナムでの農業ビジネスにかかる調査や普及、実証事業等を行っている民間企業を本プロジェクトに招聘し、彼らを購買者とする契約栽培等を実施し、契約の適切な履行への支援を行うなど、プロジェクトにも我が国の民間企業にも有益となるよう配慮すること。

農産物生産者と購買者のマッチング方法、マッチングの種類について、コンサルタントが現時点で適応可能と考えているものをプロポーザルで提案すること。

(10) 農産物の集出荷

ベトナムで安全作物栽培が普及しない理由の一つに、農産物の流通時の「混載」が挙げられる。これは GAP 等の規範に則って栽培された安全な農産物と、そうでない農産物が区別されずに混ぜて運搬されることであるが、たとえ混載されずに安全な農産物が運搬されたとしても、それを証明することや消費者から信頼を得ることが困難な状況である。成果 1) および上記 (10) にかかる活動において、生産者と購買者を結ぶ農産物の集出荷 (流通・運搬) 方法も安全作物生産の継続においても、非常に重要であることから、消費者の信頼を得られる方法を検討し、成果 1) のパイロット活動とあわせて導入すること。その消費者の信頼を得られる方法について、コンサルタントが現時点で適応可能と考えているものをプロポーザルで提案すること。

参考情報として、フンエン省等では省内の町に安全野菜の直売所を設置している例がある。また、ハノイ市では、日系企業による野菜の宅配事業が実施されている。これは、ハノイ周辺に契約農家を確保し、栽培技術指導を行い、収穫した野菜を買い取って契約購買者に定期的に配送している。更には、日系をはじめ外資系・現地系の大手スーパーマーケットでは、安全作物栽培の生産証明 (Viet GAP 等) を受けた農産物生産者が、農産物をスーパーマーケットに直接卸すなどしている。この様な取り組みや ICT 技術を活用したシステムの導入などを検討し、既存の民間企業の取り組みを阻害しないよう配慮して、本パイロット活動を実施すること。

(11) パイロット活動のモニタリングと評価

成果 1) とあわせて、パイロット活動対象グループ毎の定期的なモニタリングを行うとともに、第 1 期契約期間に実施した活動について、プロジェクトにおいて設定する評価基準に沿って評価する。この評価結果は、第 2 期契約期間に実施する、セミ・パイロット省におけるパイロット活動に活用するとともに、パイロット省内における普及、拡大にも活用する。そのため、パイロット活動とその評価結果は他サイトの活動に活用できるもの ((例) マニュアルの素案) にまとめておく。なお、パイロット活動の日常的な技術指導やモニタリング活動については、ローカルコンサルタントや NGO、コンサルタントチームが備上するローカルスタッフの活用も可能である。

<成果 3) にかかる活動>

(12) 過去に実施された意識啓発活動のレビュー調査

ベトナムでは、ベトナム政府機関や各ドナーが安全作物栽培振興にかかる各種啓発活動を行っている。それら啓発活動にも関わらず、ベトナムでの安全作物栽培が普及拡大しない原因は、多くの理由が考えられるが、啓発のやり方にも原因があると推測される。よって、これまでにベトナム国内で実施された意識啓発活動をレビューし、啓発対象者、内容、期間、方法を洗い出し、その効果について検証する。本レビュー調査には、ローカルコンサルタントや NGO、コンサルタントチームが備上するローカルスタッフの活用も可能である。

(13) 安全作物に関する情報発信

成果 1) および 2) の成果を普及拡大することや、あるいは成果の発現に資するよう相乗効果を発揮させることを目的として、上記 (12) の検証結果を踏まえ、安全作物や食品安全に関するベトナム社会への広報、成果 1) 及び成果 2) に関係する人・

機関を対象にした意識啓発活動、消費者の声や提言の把握とこれに対応する情報発信を支援する。これらの実施に際しては、上記（12）の検証結果を踏まえ、本プロジェクトの意識啓発資料、媒体を作成し、情報発信の際に活用する。情報発信にあたっては、本プロジェクトが日本の ODA 事業であることを踏まえ、言葉の表現や描写などがベトナム国および我が国に対して問題とならないよう、配慮すること。情報発信方法については、コンサルタントが現時点で適応可能と考えているものをプロポーザルで提案すること。

また、消費者の声や提言の把握においては、パイロット活動グループ訪問などのイベントを企画、実施し、消費者の安全作物生産への認識向上や農産物生産者の消費者の意向への理解促進を図るなど農産物生産者と消費者との交流を行うとともに、上記情報発信の素材とする。

<第1期契約期間終了時の活動>

（14）プロジェクト業務進捗報告書の作成

第1期契約期間の活動状況（契約上の業務内容および、JICA 専門家の活動も含めたプロジェクト全体の活動内容）をプロジェクト業務進捗報告書として取りまとめる。同報告書は JCC で発表することとし、事前に C/P の承認を得ること。

（15）ワーク・プラン（第2期原案）の作成・協議

ワーク・プラン（第1期）の実績を踏まえ、第2期の活動の基本方針、業務工程計画、具体的方法を記述したワーク・プラン（第2期原案）（英文・越文・和文）を取りまとめる。また、同プランについて、JICA 専門家、JICA ベトナム事務所、C/P と協議、意見交換し、原案として関係者からの合意を得る。

【第2期契約期間：2018年10月～2020年10月】

（16）ワーク・プラン（第2期）の作成・協議

ワーク・プラン（第2期原案）について、C/P と協議、意見交換し、同プランを適宜加筆修正し、ワーク・プラン（第2期）として合意する。

<成果1)にかかると活動>

（17）パイロット活動の実施

パイロット省では、第1期契約期間において実施したパイロット活動を、第2.6.【第1期既契約期間】（7）で改良した生産管理システムを基に対象グループが継続して実施することとし、その活動に必要な支援を PPMU が主体的に実施する。さらに各対象地方省内で対象グループの活動が他の農業関係者に普及されることを目的に、PPMU が主体的に追加対象グループを選定し、同様の活動を実施することとする。これら PPMU の支援活動において、CPMU と JICA 専門家およびコンサルタントは適宜技術的な支援を行うものの、可能な限り PPMU の自立性を尊重して、支援を最小化すること。

セミ・パイロット省では、第2.6.【第1期契約期間】の（7）で改良した生産管理システムに関するワークショップやセミナーを CPMU 主導で開催するのを支援するとともに、CPMU と長期専門家およびコンサルタントの指導、助言の下、各省 PPMU がパイロット省で構築された「生産管理システム」を参考に各省の特性を踏まえた「生産管理システム」を導入する。

ワークショップの規模と頻度は、1市6省それぞれにおいて、人民委員会委員長等の意思決定者、PPMU メンバー、パイロット活動に関与している農家グループ、農協を

招聘することとし、概ね30人/回、1回/年/省（あるいは市）とする。ワークショップ会場は1市6省に所在するホテル等を使用することとする。また、セミナーの規模と頻度については、MARD大臣～関係局の副局長級、1市6省のPPMU代表者、パイロット活動に関与している農家グループや農協の代表者、経験共有省の代表者等、概ね200人/回、1回/年とし、会場はハノイのホテル等を使用することとする。

（18）パイロット活動のモニタリングと評価

パイロット省およびセミ・パイロット省で、成果2）と併せてパイロット活動対象グループ毎の定期的なモニタリングを行うとともに第2期契約期間に実施した活動について、プロジェクトで設定する評価基準に沿って評価する。そして、プロジェクト終了後も同活動が継続できる様、この評価結果も含めこれまでの活動成果を取りまとめ、「GAP 推進に向けた生産管理システム構築マニュアル(仮称)」を作成すると共に、C/Pと相談し、その後の実行計画（活動・予算案も含む）を立案する。また、経験共有省についても実行計画（活動・予算案を含む）の立案を支援する。なお、パイロット活動の日常的な技術指導やモニタリング活動については、ローカルコンサルタントやNGO、コンサルタントチームが備上するローカルスタッフの活用も可能である。

<成果2）にかかると活動>

（19）パイロット活動の実施

第1期契約期間（12）の成果も活用し、パイロット省では、第1期契約期間の対象グループに対しては、さらなる市場ニーズの把握とマッチングを目指し、かつ農産物の集出荷のパイロット活動を継続する。また、第2期契約期間で対象とする追加対象グループに対しても、同活動を実施し、新たなビジネスマッチングを図る。なお、これらの活動はPPMUが主体的に実施し、CPMUとJICA専門家およびコンサルタントは適宜技術的な支援を行うものの、可能な限りPPMUの自立性を尊重して、支援を最小化すること。

セミ・パイロット省では、CPMUとJICA専門家およびコンサルタントの指導、助言の下、各省PPMUがパイロット省で実施されたビジネスマッチングおよび農産物の集出荷のパイロット活動を参考に、各省の特性を踏まえた活動を実施する。

（20）パイロット活動のモニタリングと評価

パイロット省およびセミ・パイロット省で、成果1）とあわせて、パイロット活動対象グループ毎の定期的なモニタリングを行うとともに、第2期契約期間に実施した活動について、プロジェクトにおいて設定する評価基準に沿って評価する。そして、プロジェクト終了後も同活動が継続できる様、この評価結果も含めこれまでの1市6省全ての活動の成果を一冊に取りまとめ、「サプライ・チェーン構築マニュアル(仮称)」を作成すると共に、1市6省それぞれに対する実行計画（活動・予算案も含む）を立案する。また、経験共有省についても実行計画（活動・予算案を含む）の立案を支援する。なお、パイロット活動の日常的な技術指導やモニタリング活動については、ローカルコンサルタントやNGO、コンサルタントチームが備上するローカルスタッフの活用も可能である。

<成果3）にかかると活動>

（21）情報発信のモニタリングと評価

パイロット省における第2.6.【第1契約期間】（14）の活動結果を踏まえ、パイロット省およびセミ・パイロット省において、活動を継続・実施する。その際第1

契約期間（13）で作成した意識啓発資料、媒体を適宜修正、変更し、情報発信に活用する。情報発信にあたっては、本プロジェクトが日本の ODA 事業であることを踏まえ、言葉の表現や描写などがベトナム国および我が国に対して問題とならないよう、配慮すること。

＜第2期契約期間終了時の活動＞

（22）エンドライン調査

ベースラインで調査した項目について、全パイロット活動対象グループおよび普及効果が確認できる範囲でエンドライン調査を実施し、プロジェクト目標及び成果の達成度を分析する。エンドライン調査については、ローカルコンサルタントや NGO の活用も可能である。

（23）プロジェクトのグッド・プラクティスや教訓を政策に反映させるための提言

これまで実施してきたプロジェクト活動にかかる一連の活動の成果と教訓を総括し、C/P 機関が安全作物栽培をベトナムの北部地域でさらに普及拡大させるための政策策定への提言をとりまとめる。また、その提言を C/P 機関、要すれば他ドナーや民間企業、メディア等に対し広く周知するため、セミナーを1回開催する。また、セミナーの規模については、MARD 大臣～関係局の副局長級、1市6省の PPMU 代表者、パイロット活動に関与している農家グループや農協の代表者、経験共有省の代表者等、概ね 200 人とし、会場はハノイのホテル等を使用することとする。

（24）プロジェクト業務完了報告書の作成

プロジェクトの活動内容（契約上の業務内容および、JICA 専門家の活動も含めたプロジェクト全体の活動内容）をプロジェクト業務完了報告書として取りまとめる。同報告書は JCC で発表することとし、事前に C/P の承認を得ること。

7. 成果品等

（1）報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、コンサルタントは案件開始時に、R/D に添付された PDM、PO を基にモニタリングシート Ver. 1 を作成し、以降 6 ヶ月毎に、C/P 機関と合同でモニタリングシートを更新・提出するものとする。本契約における成果品は、上記モニタリングシートに加え、第1はプロジェクト業務進捗報告書、第2期はプロジェクト事業完了報告書をし、それぞれ（2）技術協力成果品を添付するものとする。

年次	レポート名	提出時期	部数
第1期	業務計画書（第1期） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後 10 日以内	和文：5 部
	ワーク・プラン（第1期）	案件着手時（1 ヶ月以内）	越文：10 部 英文：5 部 和文：5 部
	Monitoring Sheet Ver. 1	案件着手時（1 ヶ月以内）	越文：10 部 英文：5 部 和文：5 部

	Monitoring Sheet Ver. 2	前 Ver. 提出の 6 ヶ月後	越文：10 部 英文：5 部 和文：5 部
	Monitoring Sheet Ver. 3	前 Ver. 提出の 6 ヶ月後	越文：10 部 英文：5 部 和文：5 部
	プロジェクト事業進捗報告書（第 1 期） ワーク・プラン（第 2 期原案）	2018 年 9 月中旬	越文：10 部 英文：5 部 和文：5 部 CD-R：1 枚
第 2 期	業務計画書（第 2 期） （共通仕様書の規定に基づく）	2018 年 10 月上旬	和文：5 部
	ワーク・プラン（第 2 期）	2018 年 10 月中旬	越文：10 部 英文：5 部 和文：5 部
	Monitoring Sheet Ver. 4	2018 年 11 月中旬	越文：10 部 英文：5 部 和文：5 部
	Monitoring Sheet Ver. 5	前 Ver. 提出の 6 ヶ月後	越文：10 部 英文：5 部 和文：5 部
	Monitoring Sheet Ver. 6	前 Ver. 提出の 6 ヶ月後	越文：10 部 英文：5 部 和文：5 部
	プロジェクト業務完了報告書	2020 年 10 月中旬	越文：10 部 英文：5 部 和文：5 部 CD-R：1 枚

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書は簡易製本とする。報告書の印刷、電子化の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成に当たっては、その表現ぶりに十分に注意を払い、国際的に通用する英文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定にあたっては、JICA 専門家、JICA 事務所とコンサルタントで協議、確認する。

ア) ワーク・プラン記載項目（案）

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) プロジェクト実施の基本方針
- c) プロジェクト実施の具体的方法

- d) プロジェクト実施体制 (JCC の体制等含む)
 - e) PDM (指標の見直し及びベースライン設定)
 - f) 業務フローチャート
 - g) 要員計画
 - h) 先方実施機関便宜供与負担事項
 - i) その他必要事項
- イ) プロジェクト業務進捗報告書/完了報告書記載項目 (案)
- a) プロジェクトの概要 (背景・経緯・目的)
 - b) 活動内容 (業務フローチャートに沿って記述)
 - c) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓 (業務実施方法、運営体制等)
 - d) プロジェクト目標の達成度 (中間評価・終了時評価結果の概要等)
 - e) 上位目標の達成に向けての提言
 - f) 次期活動計画 (進捗報告書のみ)

添付資料 (和文版に添付する資料は英文でも構わない。)

- ①PDM (最新版、変遷経緯)
- ②業務フローチャート
- ③詳細活動計画 (WBS 等を活用)
- ④専門家派遣実績 (要員計画) (最新版)
- ⑤研修員受入れ実績
- ⑥供与機材・携行機材実績 (引渡しリスト含む)
- ⑦合同調整委員会議事録等
- ⑧その他活動実績

注) d)、e) 及び⑥の引渡しリストは完了報告書のみ記載

(2) 技術協力成果品等

コンサルタントが直接もしくはコンサルタントが C/P を支援して作成する以下の資料を提出する。なお、提出にあたっては、以下成果品のドラフトをモニタリングシートに添付して提出し、業務実施結果を踏まえ修正・改良したものを最終的な成果品として、それぞれの完成時のプロジェクト事業進捗報告書/完了報告書に添付して提出することとする。なお、使用言語は英越の 2ヶ国語とし、電子データとともに提出する。

- ア) ベースライン調査報告書：英文 5 部、越文 10 部
- イ) エンドライン調査報告書：英文 5 部、越文 10 部
- ウ) 各種研修教材：現時点では 3 種類 (各 50 ページ程度) と想定し、各種英文 150 部、越文 300 部
- エ) 広報資料：現時点では 5 種類 (各数ページ程度) と想定し、英文 150 部、越文 300 部
- オ) 「GAP 推進に向けた生産管理システム構築マニュアル(仮称)」：英文 150 部、越文 300 部
- カ) 「サプライ・チェーン構築マニュアル(仮称)」：英文 150 部、越文 300 部

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第 7 条に規定されているコンサルタント

業務従事月報に添付して、当機構に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、当機構に報告するものとする。

- ア) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
 - イ) 活動に関する写真
 - ウ) Work Breakdown Structures (WBS)
 - エ) 業務フローチャート
- (4) その他・JICA への 提出物
- ア) C/P との重要な会議、民間企業との会議内容においては、議事録を作成し、JICA ベトナム事務所に速やかに提出する。
 - イ) C/P への提出文書は、その写しを JICA へ速やかに提出する。
 - ウ) その他、JICA が必要と認め、提出を求めたものについて提出する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

本業務は、2016年10月上旬に開始し、2020年10月中旬の完了を目処とする。なお、業務全体を第2.5.(14)のとおり、第1期と第2期に分割する。実施工程及び各種報告書の提出は以下を想定しているが、より効率的かつ効果的な作業工程があればプロポーザルにて提案すること。

2. 業務量の目処と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目処

- ア) 全体 約 73M/M
- イ) 第1期 約 37M/M

(2) 業務従事者の構成

要員計画の構成分野は以下を想定している。調査内容及び工程を考慮の上、より適切かつ合理的な要員構成がある場合は、上記業務量を超えない範囲において担当分野の変更・追加または、統合・分離について、明確な理由とともにプロポーザルにて提案すること。また、以下に記載の格付けは目安であり、これを超える格付け提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。なお、業務実施上の必要に応じて現地にて通訳を雇用することを可とする。

- 1) 総括／フードバリューチェーン（2号）
- 2) 流通改善／販売促進／農業金融（3号）
- 3) 共同販売／共同購買事業
- 4) GAP制度／消費者交流
- 5) 畑作物栽培
- 6) ジェンダー

3. 相手国の便宜供与

本業務におけるベトナム政府からの便宜供与は以下のとおりである。

- 1) カウンターパートの配置
- 2) プロジェクト事務所の設置および家具等の備品の設置
- 3) JICAにより供与される機材以外で、プロジェクトに必要な機材等の供与、
スペアパーツの供与、メンテナンス費の支給
- 4) 医療サービスに関する情報提供
- 5) 身分証明書の発給
- 6) 査証（Visa）の発給
- 7) プロジェクトに関連する情報の提供
- 8) カウンターパート予算措置
- 9) 供与機材のベトナム国内輸送費

なお、上記便宜供与の遅延等が生じた場合は、適宜 JICA 事務所に連絡し対応につき協議すること。

4. 公開資料／配布資料

(1) 公開資料

本プロジェクトに関連する JICA 既存プロジェクト情報は、JICA のホームページおよび JICA 図書館の Web サイト (<http://libopac.jica.go.jp/>) で公開されています。

- 1) 「農村地域における社会経済開発のための地場産業振興にかかる能力向上プロジェクト」: <http://www.jica.go.jp/oda/project/0701972/reports.html>
- 2) 「北西部山岳地域農村開発プロジェクト」:
<http://www.jica.go.jp/project/vietnam/018/index.html>
- 3) 「農民組織機能強化プロジェクトフェーズ 1 およびフェーズ 2」:
<http://www.jica.go.jp/oda/project/1000264/index.html>
- 4) 「農産物の生産体制および制度運営能力向上プロジェクト」:
<http://www.jica.go.jp/project/vietnam/009/>
- 5) 「農水産食品の安全性確保のための検査強化プロジェクト」:
<http://www.jica.go.jp/oda/project/1100223/index.html>
- 6) 「メコンデルタ地域における効果的農業手法・普及システム改善プロジェクト」: <http://www.jica.go.jp/project/vietnam/0800264/index.html>
- 7) 「ファンリー・ファンティエット農業開発プロジェクト (フェーズ 1)」:
<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/fd8d16591192018749256bf300087cfd/84ea7f698b1a4ff94925781b0079f3a8?OpenDocument>
- 8) 「貧困地域小規模インフラ整備計画にかかる参加型水管理推進プロジェクト」:
<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/SearchResultView/61E34F85E741C849492576FF000656EE?OpenDocument>
- 9) 「ラムドン省農林水産業及び関連産業集積化にかかる情報収集・確認調査」:
http://open_jicareport.jica.go.jp/800/800/800_123_12247763.html

(2) 配布資料：公示時に、電子ファイルで配布します。

本プロジェクトの R/D、M/M、詳細計画策定調査結果（案件概要表および別添資料）および Basic Gap Manual。

5. 業務用機材

業務遂行上必要な機材があれば、プロポーザルの中で提案すること。

6. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する現地研究機関・コンサルタント・NGO 等に再委託して実施することを認める。

- 1) 1市6省でのパイロット活動にかかる日常的な技術指導やモニタリング活動
- 2) 安全作物生産に関する調査（ベースライン調査）
- 3) プロジェクトサイトにおける農産物の市場分析調査
- 4) これまでにベトナムで実施された安全作物栽培や食品安全の意識啓発活動にかかる調査
- 5) 広報用媒体の制作

- 6) 広報イベントの計画、準備、実施にかかる業務
- 7) エンドライン調査

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

「1市6省でのパイロット活動にかかる日常的な技術指導やモニタリング活動」については、現時点で作業の詳細や業務量が明確にできず、正確な見積もりを行うことが困難であるため、業務の具体的な実施方針、スケジュールについては、プロポーザルにて提案することとする。なお、予算については、3,000万円を上限とする。

7. 見積り条件

(1) 通訳備上費

英語⇄越語（もしくは日本語⇄越語）通訳の現地備上に係る経費は見積りに計上すること。

(2) 技術支援要員備上費

各業務従事者の現地活動において、支援要員が必要とされる場合は、その経費を見積りに計上すること。

(3) 本邦研修の実施に係る経費

本邦研修の実施にかかる経費については、「コンサルタント等契約における研修員受入事業実施ガイドライン」に基づき見積もること。ただし、研修員の受入（渡航・滞在費）及び研修監理員備上にかかる費用については契約に含めない。

(4) 別見積り

「G/Pの本邦研修／第三国研修」については、業務の具体的な実施方針、スケジュールについて、プロポーザルにて提案することとし、見積り価格を分けて提示することとする。

8. その他の留意事項

(1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。ただし、第1期と第2期の間で契約を改めるため、見積もりは全期間及び各期について、各々作成すること。

(2) 安全管理

現地業務期間中は、安全管理に十分注意する。当地の治安状況については、JICAベトナム事務所、在ベトナム日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整業務を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、現地作業中の安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

(3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」

の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

